

食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）（案）

本指針は、緊急事態等に対する食品安全委員会の対応に共通する事項を定めるものであり、他に特段の定めがある場合を除き、食品安全委員会の対応については本指針に定めるところによる。

1 食品安全委員会の役割

食品安全委員会は、政府において、食品の安全性の確保に関する科学的評価及び情報収集を一元的に担い、かつ、食品の安全性の確保に関する関係者相互間における情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関に対し、その講すべき施策等について勧告、意見具申又は助言を行うことから、緊急に対応すべき事態が生じた際には、政府全体の対応の要としての役割を果たすこととなる。

2 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、

- ① 被害が大規模（食中毒患者等が五百人以上発生若しくは発生するおそれがある場合）又は広域（食中毒患者等が複数の都道府県に発生若しくは発生するおそれがある場合）であり、かつ、政府内において関係府省の対応の調整を要する事案
- ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じた又は生じるおそれがある事案が想定される。

なお、食品安全委員会は、重大な被害に該当しない場合においても、事案の性質、社会的反響等を勘案し、必要に応じ、対応するものとする。

3 対応の基本

緊急事態等の対応にあたっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識のもと、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を政府全体として行うために、関係行政機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする。

また、入手した情報の評価あるいは緊急の事態であるかどうかの判断等、緊急事態等における対応については、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦等）への影響等を考慮しつつ、不確定要素への評価を含め最悪の事態も想定して行うものとする。

4 緊急時における体制

- (1) 食品安全委員会委員長（以下「委員長」という。）は、緊急事態等に際し、直ちに参集すべき食品安全委員会事務局の職員（以下「第一次参集要員」という。）をあらかじめ指定する。
- (2) 食品安全委員会は、第一次参集要員等が緊急事態等に際し、直ちに参集できるよう、連絡体制等を整備し、平時から、緊急事態等に備えた対応要領の検討及び訓練の実施に努めるものとする。

5 連絡要領

- (1) 情報・緊急時対応課は、食品の安全性の確保に関し、緊急事態等を認知した場合には、速やかに食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に第一報を連絡する。

なお、事務局長と連絡が取れない場合には、食品安全委員会事務局次長に第一報を連絡し、同次長は、事務局長に代わり（2）の措置をとる。

- (2) 事務局長は、次の措置をとる。

ア 当該緊急事態等について、引き続き注視する必要性があると判断したときは、情報・緊急時対応課に対し、情報の継続的収集及び連絡を指示する。

イ 当該緊急事態等について、委員長に報告し、委員会開催の必要性等の対応体制についての指示を受け、第一次参集要員等必要とされる事務局職員に対し参集又は待機を指示連絡するとともに、必要に応じ、緊急事態等の認知を関係行政機関に連絡する。

なお、委員長と連絡が取れない場合には委員長代理の指示により、また、委員長代理とも連絡が取れない場合には自らの判断により、参集又は待機を指示連絡する。

6 関係行政機関との連絡体制

- (1) 情報・緊急時対応課は、緊急時の対応に関し、関係行政機関の夜間休日における対応を含めた連絡窓口を設置する。
- (2) 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等について、平時から、関係行政機関との間で、情報交換を緊密に行うものとする。なお、関係行政機関の窓口は、次のとおりとする。

- ①厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ②農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- ③環境省環境管理局水環境部企画課
- ④その他

7 情報収集のあり方

- (1) 情報・緊急時対応課は、評価課と連携して、平時から、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、報道機関又はインターネット等を通じて、食品危害情報等を広範囲に収集するものとする。

- (2) 評価課は、緊急事態等において、収集すべき情報を特定し、情報・緊急時対応課は、その情報を迅速に収集するものとする。
- (3) 食品安全委員会は、緊急事態等において、現地に職員等を派遣し情報を収集する必要があると認める場合には、食品安全委員会委員、専門委員又は職員を派遣し、情報を収集させるとともに、適宜助言等を行う。
- (4) 勧告広報課は、平時から、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じて、消費者等から食品危害情報等の収集に努め、情報・緊急時対応課に提供するものとする。
- (5) 情報・緊急時対応課は、広範囲に収集した食品危害情報等について、整理及び分析を行うとともに、関係者間において、電子メール等を活用し、情報の共有化を図る。
- (6) 専門委員は、独自に入手した食品危害情報を含め、入手した情報の重要性及び緊急性を判断し、情報・緊急時対応課に対し通報を行うとともに、必要に応じ、緊急の対応の必要性等について助言を行う。

8 緊急対策本部の設置

委員長は、緊急事態等のうち、特に政府全体として、緊急時の対応を行うべき事態と判断した場合には、食品安全担当大臣（担当大臣が置かれない場合には、内閣総理大臣）に対し、緊急対策本部の設置を助言する。

9 関係府省連絡会議の開催

事務局長は、8の緊急対策本部を設置しない場合においても、府省横断的に対応すべき緊急事態等であると判断した場合には、関係府省連絡会議（局長級）及び幹事会（課長級）を開催する。

10 専門委員の委員会への参加

食品安全委員会は、必要に応じ、専門の事項の調査審議に資するため、委員会に適当な専門委員を参加させることができる。

11 調査研究

- (1) 食品安全委員会は、緊急時の対応を行うために必要な知見を得るために、必要に応じ、機動的かつ弾力的に調査研究を行う。
- (2) 食品安全委員会は、緊急時の対応を行うために必要な知見を得るために、必要に応じ、関係試験研究機関に対し、直接（独立行政法人の場合にあっては関係大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請する。
- (3) 食品安全委員会は、調査結果等を利用して、科学的観点を考慮しつつ、食品の安全性の確保のために講すべき施策に関する重要事項について、調査審議する。

1.2 情報提供

- (1) 劝告広報課及びリスクコミュニケーション官は、緊急事態等に関する国内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民に提供する。
- (2) 情報・緊急時対応課は、食品危害情報等については、必要に応じ、関係行政機関、関係試験研究機関、関係国際機関等に速やかに情報を提供する。

1.3 勧告及び意見

- (1) 食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講すべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (2) 食品安全委員会は、緊急事態等において、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (3) 食品安全委員会は、緊急事態等において、食品の安全性の確保のため講すべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対して、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

1.4 事後検証

食品安全委員会は、緊急事態等において、実施した対応等について記録するとともに、事後において、食品安全委員会の緊急時対応の問題点や改善点等について検証を行い、より迅速かつ適切な緊急時対応に努めるとともに、必要に応じ、本指針の見直しを行うこととする。

1.5 その他

その他本指針に定めのない事項については、委員長が別に定めるものとする。